

地域型保育事業設置促進事業

こども・家庭課

1 目的

保育所等を利用する3歳未満児が増加するとともに、医療的ケア児等への対応など保育士の業務負担が増していることから、少人数単位で0～2歳児の子どもを保育する「地域型保育事業」を市町村とともに推進する。

2 現状と課題

- 子育てをしながら働く女性の増加により、3歳未満の保育所等利用児童数が急増。
(0歳児入所率：H20 [2.7%] ⇒ H30 [6.1%] 1,2歳児入所率：H20 [22.3%] ⇒ H30 [41.8%])
- 育児休業明け等により年度途中から高まる保育ニーズについて施設面での柔軟な対応は困難。
(面積基準：ほふく室(主に1歳児) 3.3㎡/人 保育室(2歳児以上) 1.98㎡/人)
- 中長期的には子どもが減少する中、新たな大規模施設整備は事業者が二の足を踏む。



新たな未満児保育の受け皿として「地域型保育事業」の拡大を図る。

＜地域型保育事業とは＞

㊦ 3歳未満児の受け皿として平成27年度から創設

㊦ 事業の実施にあたり市町村の認可が必要

類型	定員	職員資格
家庭的保育事業	3名(補助者を置く場合5名)	家庭的保育者
小規模保育事業	6名～19名	A型：保育士 B型：1/2が保育士 C型：家庭的保育者
事業所内保育事業	定め無し(地域枠は市町村が設定)	定員20名以上 保育士 定員19名以下 1/2が保育士

3 事業内容 ※喫緊の課題への対応として、3年間(2019年度から2021年度まで)実施

(1) 新たに地域型保育事業を開設するために必要な施設整備に係る経費を補助

補助対象者	新たに地域型保育事業を実施する者(公立の設置者を除く)
補助対象内容	地域型保育事業の施設整備に係る新築費、改修費等
補助対象事業費上限額	32,000千円
補助率	1/8 (全体の負担割合：国1/2,市町村1/4,事業者1/4→1/8,県1/8) 県負担額上限例) 32,000千円×1/8=4,000千円
補助対象条件	施設整備の国庫補助事業を活用すること

(2) 実施予定者と事業実施者等との意見交換会の開催

4 平成31年度予算(案)額 40,247千円(一般財源)

補助金 40,000千円、意見交換会開催 247千円